

社会貢献型後見人養成基礎研修
令和2年度受講者募集要領

渋谷区成年後見支援センター
社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会

1 この事業の趣旨

平成 12 年に始まった成年後見制度は、認知症や知的障がい等の精神上的の障がいによって、判断能力が不十分な方のための権利擁護の仕組みです。後見人を選ぶことで、不利益を受けないよう本人の権利や財産を守り、また本人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができるよう援助するための法律の制度です。

家族や地域などの社会が大きく変化し、様々な社会問題も増加している中で、今後、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活の質を支えていく成年後見制度の重要性がますます高まっています。

成年後見制度の利用者は、全国で約 22 万 4,500 人(令和元年 12 月末現在)となっておりませんが、後見人の割合は、親族以外の第三者後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等)が選任される割合が約 7 割という状況になってきています。

一方、身近な立場で、地域できめ細やかな支援を行う「社会貢献型後見人」(市民後見人)にも大きな期待が寄せられています。

東京都では全国に先駆けて平成 17 年度に養成事業を開始し、社会貢献型後見人の養成と活用が、平成 24 年以降に老人福祉法、知的障害者福祉法等に定められたこともあり、平成 30 年 10 月現在都内で約 370 名の社会貢献型後見人が活躍しています。

渋谷区社会福祉協議会でも、地域で成年後見制度を支えていくため、渋谷区と協働し、積極的に社会貢献型後見人の推進に取り組むこととなりました。

社会貢献型後見人に関心のある区民等の方々は、まず、当センターの実施する基礎研修をぜひ受講して下さい。

この研修の目的は、家庭裁判所に推薦できる後見人候補者を養成することです。修了後は、当センターの後見人候補者名簿に登録され、適切なケースがあれば、本人との面談等を経て、家庭裁判所へ申立を行います。

そして後見人等(成年後見人、保佐人、補助人をいう。)に選任されると、後見人の活動が始まります。

また、東京家庭裁判所では原則、社会貢献型後見人の場合、社会福祉協議会(当センター)を後見監督人に選任しております。これにより、社会貢献型後見人は、定期的にセンターに報告を行い、必要な支援を受けられることから、安心して後見人の活動が行われるようになっていきます。

2 センターの取り組みと、社会貢献型後見人の推進

渋谷区成年後見支援センターでは、判断能力が十分でない方が必要な支援を受けることで安心して自立して生活できるよう、成年後見制度の適切な活用の推進を図ることを目的とし、渋谷区と連携して、様々な取組み（下記①～③）を行っています。

社会貢献型後見人の推進は、その取組みの1つです。

- ① 適切な情報発信や地域のネットワーク構築
 - パンフレットの配布
 - 区民や親族向けの講座・講演会の開催
 - 福祉医療関係者向けのセミナーの開催
- ② 相談・利用の橋渡し
 - 専門家による定例相談会の実施
 - 後見人候補者等（専門家）の情報提供
- ③ 受け皿（後見人）の整備・支援
 - 専門職後見人の連絡会の開催
 - 社会貢献型後見人の養成・活用・支援

☆ なぜ渋谷区社会福祉協議会が、この事業に取り組むのか？

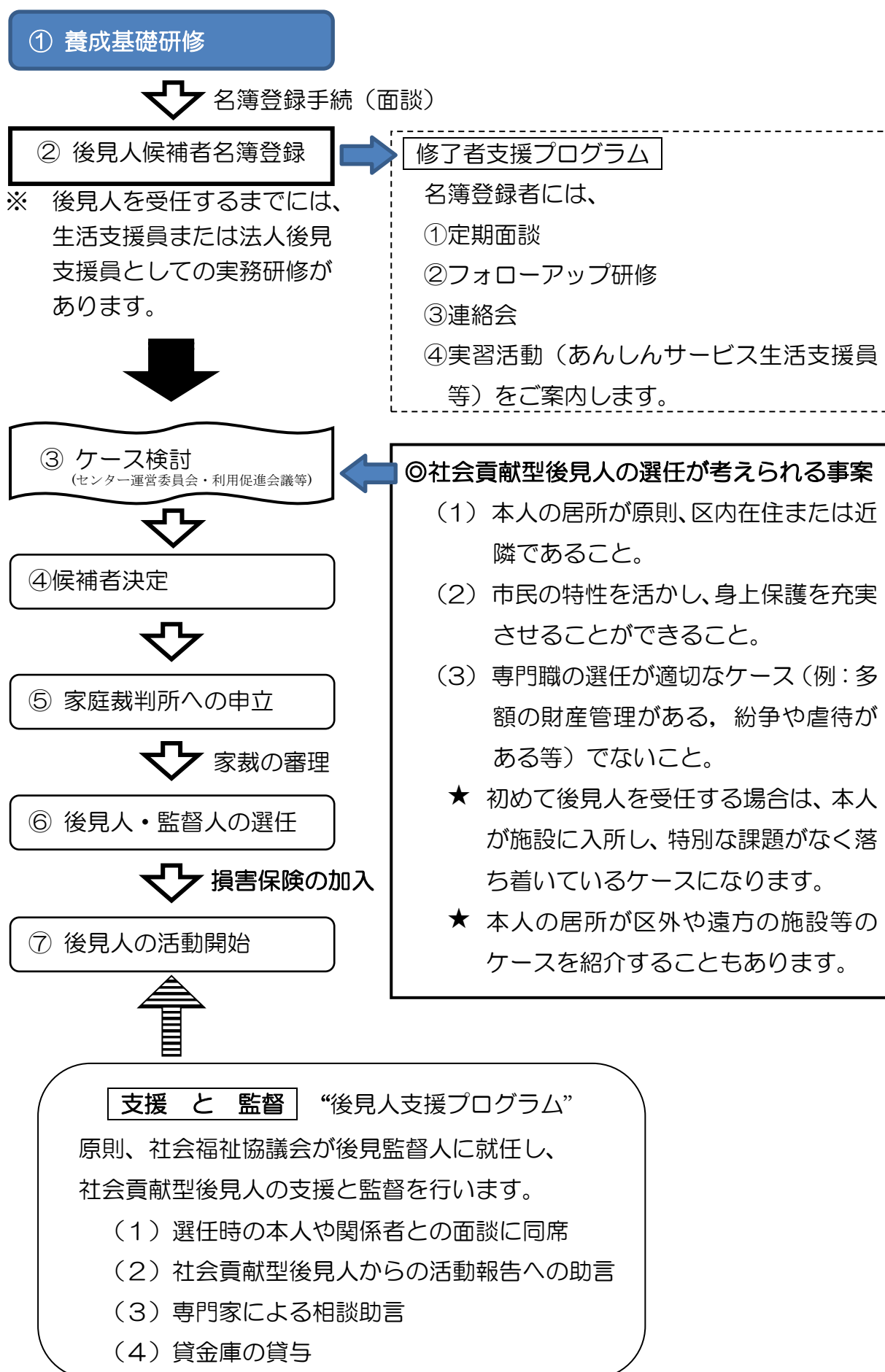
渋谷区社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体として、「きづきあい みとめあい ささえあい 共に生きるまち 渋谷」を基本理念として、地域の方々と力を合わせて様々な活動を行っています。

社会貢献型後見人の推進も、同じ精神に基づき、実施するものです。

3 「社会貢献型後見人」の活動とは

- ① 市民の特性（きめ細やかな支援等）を活かした権利擁護活動
- ② 社会貢献を目的とする非営利な活動

4 社会貢献型後見人推進事業の流れ



5 養成基礎研修カリキュラム

29時間30分

回	科目	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	60分	
	成年後見制度の基礎と社会貢献型後見人の役割	120分	弁護士
2	法定後見制度・社会貢献型後見人の業務	120分	司法書士
3	渋谷区における成年後見推進事業	90分	センター職員
	社会貢献型後見人の活動	120分	社会貢献型後見人
4	対象者の理解① 知的障がいを知る	120分	関係機関
	対象者の理解② 認知症、精神疾患について	120分	精神科医
5	渋谷区の福祉施策 高齢者福祉	60分	区職員
	渋谷区の福祉施策 介護保険	60分	区職員
	渋谷区の福祉施策 障がい者福祉	60分	区職員
6	法定後見制度に関する手続き・社会貢献型後見人の業務	120分	司法書士
	後見業務の実務	120分	司法書士
7	支援のための法律知識	120分	弁護士
8	身上保護の実際	120分	社会福祉士
	生活を支える社会保障	120分	社会保険労務士
9	グループワーク 様々な場面における対応演習	180分	弁護士 司法書士 社会福祉士
	まとめ 基礎研修の振り返り	60分	

6 基礎研修の募集要領

(1) 応募資格

- ① 説明会に参加する等、社会貢献型後見人推進事業の趣旨をご理解いただいた方
- ② 成年後見制度及び判断能力の不十分な人に対する福祉活動にご理解のある方
- ③ 原則として渋谷区にお住まいの方
- ④ 25歳以上65歳未満である方（募集年度の4月1日現在）
- ⑤ 原則として基礎研修のすべての科目を受講できる方

(2) 日程・会場

回	年月日	時間	会場
1	令和2年10月 8日（木）	9時～12時	美竹の丘・ しぶや A会議室 （渋谷区渋谷 1-18-9）
2	10月15日（木）	10時～12時	
3	10月22日（木）	13時～16時40分	
4	10月29日（木）	10時～15時30分	
5	11月12日（木）	10時30分～ 15時10分	
6	11月26日（木）	10時～15時30分	
7	12月 3日（木）	13時30分～ 15時30分	
8	12月10日（木）	10時～15時30分	
9	12月24日（木）	9時～14時30分	

(3) 定員 20名程度

(4) 応募方法

配布した「令和元年度養成基礎研修申込書」に必要事項を記入し、「作文用紙」に応募動機等を記入のうえ、9月18日（金）までに郵送又は持参にてお申込み下さい。

(5) 受講料 無料 ※ただし、会場までの交通費は、受講者負担となります。

(6) 受講決定

申込み多数の場合は、「申込書」及び「作文」の記載内容をもとに書類選考の上、受講者を決定し、10月2日（金）頃までにお知らせいたします。受講いただけない場合もその旨お知らせいたします。

(7) その他

- (A) この基礎研修を受講することで、特別な資格が得られるわけではありません。また、社会貢献型後見人の立場を自己の仕事や活動に利用することもできません。
- (B) 渋谷区内で福祉関連の仕事に就いている場合は、後見人に選ばれません。
- (C) 後見人養成研修を有する団体の資格（弁護士、司法書士、社会福祉士等）のある人、または親族以外の第三者後見人としてすでに活動している人は、応募できません。

7 基礎研修受講後から活動開始まで

(1) 今後の流れ

- 基礎研修修了後、面談等を受けていただきます。所定の手続きを経て、後見人候補者名簿登録となります。
- あわせて、生活支援員や法人後見支援員として名簿に登録し、実務研修を実施します。
- 実務研修実施後は、渋谷区成年後見支援センターに相談のあったケースについて、社会貢献型後見人が就任することが適切であると判断された場合に、名簿登録者の意向も踏まえ、後見人候補者として、申立人（区長や親族）に紹介し、家庭裁判所に推薦します。
- その後、後見人の選任（原則、渋谷区社会福祉協議会が後見監督人に選任されます。）を含めた、家庭裁判所からの審判が確定した後、後見人の活動（身上保護と財産管理）が始まります。
- 本人との定期的な面談は、遠方の場合を除き概ね2週間に1回実施します。

(2) その他

- 渋谷区で社会貢献型後見人として活動するためには、基礎研修修了後、名簿に登録し、実務研修を受けることが必要となりますが、直ちに後見人に選ばれるわけではありません。また、必ずしも全ての方が後見人になれるわけではありません。

- 登録の際は、以下について名簿登録願と誓約書を提出していただきます。
 - 継続的に後見活動が行える状況にあること（健康状態が良好である、転居の予定がない、家族からの理解が得られている等）。
 - 家庭裁判所に提出する経歴、資産負債、家族の状況等。
 - そのほか、活動可能日、緊急連絡先、社会貢献活動の経験。など
- 年齢が75歳以上の場合は、新規の後見人のケース紹介はありません。
- 後見人としての能力の維持向上のため、養成基礎研修を修了した後も、継続的な研修（修了者支援プログラム）を受けなければなりません。
- 後見人候補者名簿の登録は、概ね2年に1回更新手続きがあります。
（フォローアップ研修および連絡会の2/3以上を受講することが要件です。）
- フォローアップ研修等の受講料は無料です。ただし、会場までの交通費は、受講者負担となります。
- 後見人の報酬は、事務の内容（財産管理及び身上保護）、管理する本人の財産の内容等を総合考慮して、家庭裁判所が決定します。

8 養成基礎研修のカリキュラム、今後の日程（予定）

※ 別紙のとおり

申込書提出先・問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 渋谷区成年後見支援センター
〒150-8010
渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所5階
電話 03(5457)0099

社会貢献型後見人養成基礎研修日程表

回	実施日時	科 目	時間	講師	会場
1	令和2年10月8日(木) 9時~10時	開講式・ オリエンテーション	60分	センター職員	美竹の丘・ しぶや 会議室A
	令和2年10月8日(木) 10時~12時	成年後見制度の基礎 社会貢献型後見人の役割	120分	弁護士	
2	令和2年10月15日(木) 10時~12時	法定後見制度 社会貢献型後見人の業務	120分	司法書士	
3	令和2年10月22日(木) 13時00分~14時30分	渋谷区における成年後見 推進事業	90分	センター職員	
	令和2年10月22日(木) 14時40分~16時40分	社会貢献型後見人の活動	120分	社会貢献型後見人	
4	令和2年10月29日(木) 10時00分~12時00分	対象者の理解①	120分	渋谷区手をつなぐ親の会	
	令和2年10月29日(木) 13時30分~15時30分	対象者の理解②	120分	精神科医	
5	令和2年11月12日(木) 10時30分~11時30分	渋谷区の福祉施策①	60分	渋谷区職員	
	令和2年11月12日(木) 13時00分~14時00分	渋谷区の福祉施策②	60分	渋谷区職員	
	令和2年11月12日(木) 14時10分~15時10分	渋谷区の福祉施策③	60分	渋谷区職員	
6	令和2年11月26日(木) 10時~12時	法定後見制度に関する 手続き 社会貢献型後見人の業務	120分	司法書士	
	令和2年11月26日(木) 13時30分~15時30分	後見業務の実務	120分	司法書士	
7	令和2年12月3日(木) 13時30分~15時30分	支援のための法律知識	120分	弁護士	
8	令和2年12月10日(木) 10時~12時	身上保護の実際	120分	社会福祉士	
	令和2年12月10日(木) 13時30分~15時30分	生活を支える社会保障	120分	社会保険労務士	

9	令和2年12月24日(木) 9時~12時	様々な場面における 対応演習	180分	(進行役) 社会福祉士 (助言者) 弁護士 司法書士 社会福祉士	美竹の丘・ しぶや 会議室A
	令和2年12月24日(木) 13時30分~14時30分	まとめ	60分	センター職員	

様式①

※社協記載欄

受付 日	令和 年 月 日
	No.

令和2年度養成基礎研修申込書

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会会長 殿

私は、養成基礎研修の受講を、次のとおり申し込みます。また応募資格は全て満たしています。

令和2年 月 日現在

フリガナ		性別	生年	年 月 日
氏 名		男・女	月日	年齢 満 歳
住 所	〒			
勤 務 先	(名 称) (所在地)			
電話番号	自宅	携帯		
E-mail	PC： ※オンラインミーティングの利用経験はありますか（ ある ・ ない ） 利用経験がある場合、ツールは何を利用しましたか（ ） 携帯：			
[活動経験（ボランティア、福祉活動、地域活動等）]				
[資格・免許等] ※専門職の資格については所属する職能団体があればご記入下さい。				

※応募書類は一切返却いたしません。予めご了承ください。提出いただいた書類は、渋谷区社会貢献型後見人推進事業のためにのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

【 申込期限：令和2年9月18日（金）必着 】